

み広連介第430号
令和8年10月2日

居宅介護支援事業所 御中
介護予防支援事業所 御中
みよし地域包括支援センター 御中
東みよし町地域包括支援センター 御中
三好市 長寿障害福祉課 介護保険ご担当者 様
三好市 各支所 介護保険ご担当者 様
東みよし町 福祉課 介護保険ご担当者 様

みよし広域連合介護保険センター
(公 印 省 略)

介護保険認定申請受付票の変更及び介護保険認定調査員用連絡票の廃止について（通知）

日頃は、介護保険行政に対しましてご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

要介護（支援）認定申請において、現在、認定調査を円滑に進めるために介護保険認定申請受付票及び介護保険認定調査員用連絡票の添付をお願いしているところですが、この度、下記のとおり様式の変更及び廃止を行います。なお、運用変更後、当分の間は旧様式による提出も差し支えないものとして取り扱います。

様式の変更に伴いご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

1 変更の趣旨

要介護（支援）認定申請において、新規申請、更新申請及び区分変更申請（介護申請含む）の場合は、それぞれ提出する様式が異なりますが、今回、いずれの申請の場合でも同一の書類を提出することとし、書類の簡素化を図るものです。これに伴い、「介護保険認定調査員用連絡票」は廃止します。

また、訪問調査等について、介護保険センターから利用者へ問い合わせを行う際、電話が繋がりにくいことがあるため、予め連絡が取れない時間を記載する欄のほか、繋がらない場合の予備の連絡先欄を設けるものです。

そのほか、訪問調査に先立ち、予め把握しておきたいことについて所要の変更を行います。

2 運用変更日

令和8年11月1日（当分の間、旧様式による提出も差し支えないものとします）

3 添付書類新旧対照表

変更前	新規申請	・介護保険認定申請受付票（新規申請用）
	更新申請	・介護保険認定調査員用連絡票
	区分変更申請 （介護申請含む）	・介護保険認定申請受付票（区分変更申請用） ・介護保険認定調査員用連絡票
変更後	新規申請	・介護保険認定申請受付票（変更後）
	更新申請	
	区分変更申請 （介護申請含む）	

※第2号被保険者に係る認定申請の場合は、従前どおり「滞納有無承諾書」の提出及び医療保険資格情報が確認できる書類等の提出等が必要となります。

※別途、申請者の介護保険被保険者証をご提出願います（従前どおり）。

みよし広域連合介護保険センター
認定係

TEL 0883-76-0030 FAX 0883-76-0033